

<協議離婚無効確認調停>

1 概要

協議離婚が有効に成立するためには、離婚届の時に夫婦双方に離婚する意思があることが必要です。したがって、例えば、夫婦の一方が他方に無断で届け出た協議離婚は、他方が追認しない限り無効となります。しかし、そのような場合にも、協議離婚が無効であることを主張して、協議離婚の記載のある戸籍を訂正するためには、夫又は妻を相手方として協議離婚無効確認の調停を申し立てる必要があります。

この調停において、当事者双方の間で、さきに届出がなされた協議離婚が無効であるという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。

なお、すでに一方の者が別の第三者と婚姻している場合には、その夫又は妻のほか第三者も相手方として、婚姻取消しの調停を申し立てることも必要となります。

2 申立人(申立てができる人)

協議離婚した夫婦

協議離婚した夫婦の親族その他離婚無効について直接確認の利益を有する第三者

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。)

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市(旧美山町を除く)、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手× 8枚, 10円切手×10枚 5円切手×10枚, 2円切手×10枚 1円切手×10枚 上記に加えて 500円切手×2×当事者数 84円切手×当事者数 5円切手×当事者数	
③	申立書・・・原本1通, 写し1通	
④	進行連絡メモ	
⑤	送達場所の届出書	
⑥	申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）※2※3	
⑦	相手方の戸籍謄本（全部事項証明書）※2※3	
⑧	利害関係人からの申立ての場合, 利害関係を証する資料（親族の場合, 戸籍謄本（全部事項証明書）等）※2※3	
⑨	離婚届の記載事項証明書	

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 3か月以内に発行されたものを提出してください。

※3 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の調停係にお問い合わせください。）